

## 他団体における公共施設マネジメントの数値目標

団体名	1人当たりの 公共施設床面積	数値目標 (総延床面積)	計画等の名称、目標設定の着眼点
北九州市	5.5 m <sup>2</sup>	40年間で 総延床面積 △20～34%	公共施設マネジメント方針（答申）（H25.7） ・政令市平均レベルの保有量となる34%減を目安 ・長寿命化、施設の削減による効果 ・現状の投資的経費で対応できる目標を設定
神戸市	5.4 m <sup>2</sup>	30年間で 総延床面積 △10%	神戸市ファシリティマネジメントの推進（H23.3） ・管理・整備コストのシミュレーション結果 ・今後確保が見込める財源
長崎市	4.4 m <sup>2</sup>	—	
名古屋市	4.4 m <sup>2</sup>	—	
福岡市	4.2 m <sup>2</sup>	—	
浜松市	3.3 m <sup>2</sup>	4年間で 施設数を △25.6% (383施設)	浜松市資産経営推進方針（H21.4） 浜松市公共施設再配置計画 基本方針（H22.9） ・品質、供給、財務の観点から施設を分類 ・廃止、譲渡等に分類された施設数を目標に設定
横浜市	2.7 m <sup>2</sup>	—	
堺市	2.5 m <sup>2</sup>	—	
川崎市	2.4 m <sup>2</sup>	—	
立川市	2.3 m <sup>2</sup>	—	
相模原市	2.3 m <sup>2</sup>	30年間で 総延床面積 △20%	公共施設の保全・利活用基本指針（案）（H25.4） ・更新ピーク時に対応可能な施設量＝現在の6割 ・削減目標＝維持・更新費用の4割
さいたま市	2.1 m <sup>2</sup>	40年間で 総延床面積 △15%	さいたま市公共施設マネジメント計画（H24.6） ・今後の維持・更新費用の財源不足分を推計 ・財源不足分を施設総量削減・維持費の縮減で対応
東京都北区	2.0 m <sup>2</sup>	20年間で 総延床面積 △15%	北区公共施設再配置方針（最終案）（H25.5） ・60億円（過去10年の投資的経費の平均）で対応 ・施設削減と維持管理費削減のシミュレーション
秦野市	1.9 m <sup>2</sup>	40年間で 総延床面積 △31%	秦野市公共施設再配置計画（H23.3） ・現状の施設更新費用2.5億円を今後も見込む ・施設更新費用の不足分のシミュレーション ・施設の優先度

# ○コミュニティ施設の比較

## 参考資料2

区分	区民センター	コミュニティセンター	地区センター
概要	<p>○地域住民のコミュニティ活動の助長及び生涯学習の普及振興を図るため、公の施設として設置。</p> <p>○コミュニティセンター及び地区センターは、区民センターを補完する施設として設置されている。</p> <p>○貸室等の集会施設としての機能に加え、区民講座等の実施による地域文化の醸成など、多様な役割を担う。</p>		
設置根拠	札幌市区民センター条例		
設置基準	範囲	区民センターから遠隔地区、2～3連合町内会単位	現存施設から遠隔地区、2～3連合町内会単位
	対象人口	20万人	4～6万人
	敷地面積	—	2,300㎡程度
	延床面積	2,800㎡～3,500㎡	1,200㎡程度
設置主体	市		
財産区分	行政財産（公の施設）		
運営方法等	指定管理者		
施設数	10館	2館	24館
備考			

地区会館	市民集会施設
<p>○まちづくりセンターに付設する集会施設。</p> <p>○建設に当たっては地元が建設費の一部を負担。</p> <p>○支所・出張所を廃止する際、これに併設の地区集会所を名称変更し、地元による運営に変更した。</p>	<p>○地域の集会施設として、地元町内会により設置及び運営される。</p> <p>○いわゆる町内会館。</p>
—	—
3～4kmの区域 1連合町内会単位	概ね半径500mの区域 1～2単位町内会単位
2～3万人	1,000世帯(2～5千人)
800㎡程度	450㎡程度
350㎡程度	250㎡程度
市	地元
普通財産	地元所有
市が連合町内会に貸付 連合町内会が運営委員会 を組織して運営	町内会が自主運営
56館	272館
※苗穂東・厚別中央・西町は建替中	市補助金あり (補助率1/2 18,000千円)

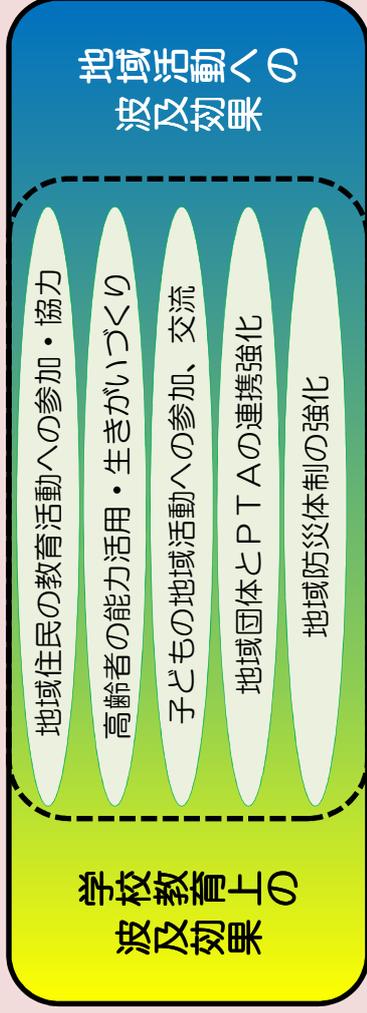
公民館
<p>○市民の實際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行う。</p> <p>○市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため設置。</p> <p>○現在札幌市の公民館は月寒公民館の1館のみである。</p>
札幌市公民館条例
—
—
2287.79㎡
1993.92㎡
市
行政財産（公の施設）
指定管理者
1館

# 小学校とまちづくりセンター・児童会館の複合化

# 参考資料3

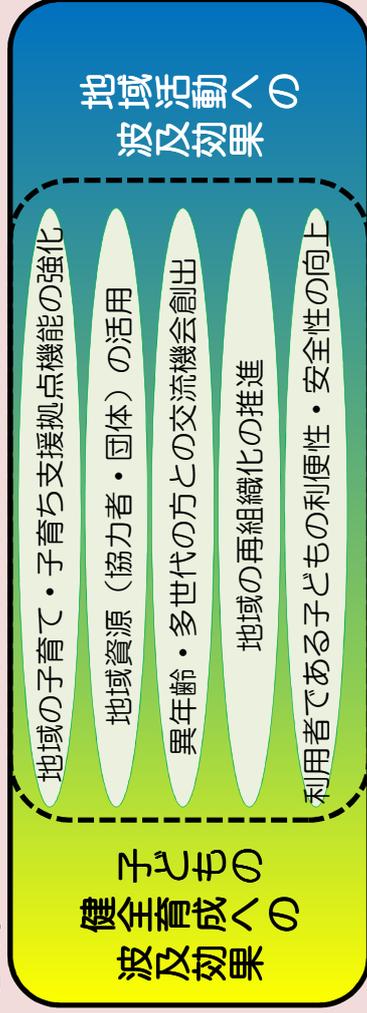
## 1 まちづくりセンターの複合化

まちセンを複合化して学校と地域の交流を促進することにより、様々な相乗的波及効果が見込まれ、地域活動や教育活動の一層の活性化が見込まれる。



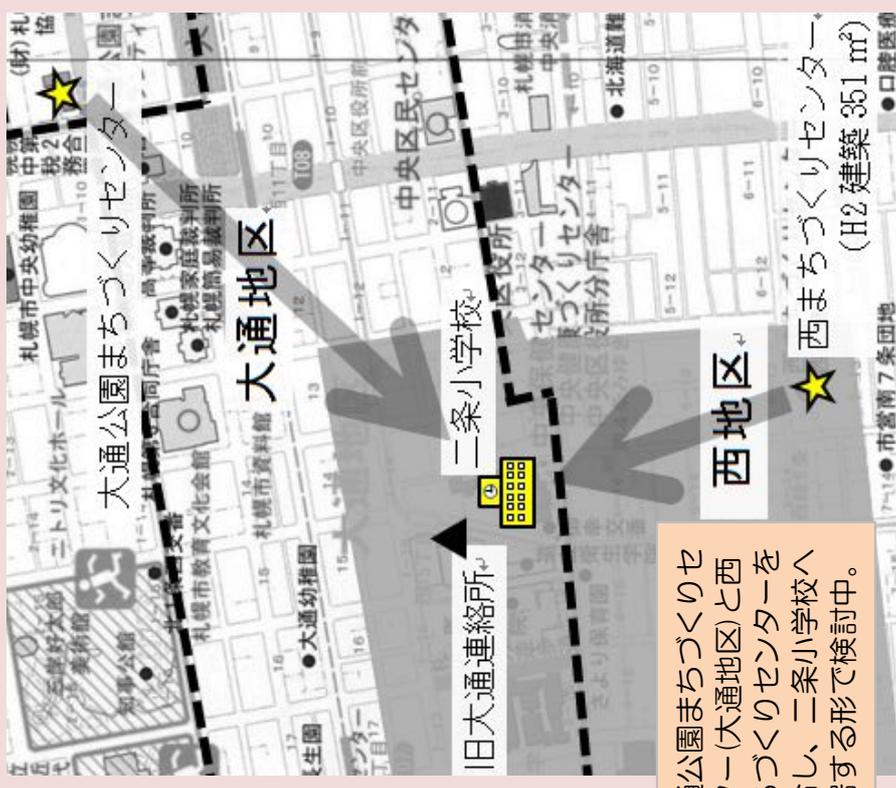
## 2 児童会館の複合化

さらに児童会館の複合化により、子どもの健全育成へも相乗的な効果が見込まれるほか、安全性・利便性の向上等の副次的効果も期待できる。



## 3 二条小学校における検討

二条小学校では平成27年の建替えに合わせて、まちづくりセンターと児童会館を複合化する方向で検討を進めている。検討にあたっては学校、PTA、地域等による検討委員会を開催し、利用者参加型の検討プロセスを実施している。



大通公園まちづくりセンター(大通地区)と西まちづくりセンターを統合し、二条小学校へ入居する形で検討中。

# 小学校と地区センターの複合化

# 参考資料4

## 1 小学校・地区センター複合化の経緯

小学校	S63、上野幌小は児童数1,200名の大規模校であったが、H1に上野幌西小、H4に上野幌東小が新設され、上野幌小の児童数が340名まで減少し、4Fに空き教室が生じる。
地元の意向	区内の既存コミュニティ施設は厚別南地区から遠隔地にあることから、同地区よりコミュニティ活動拠点設置の要望が出されていた。

空き教室となっている4Fをコミュニティ施設に転用し、「厚別南地区センター」を開設。

## 2 厚別南地区センターの概要

### 施設の概要

- 施設形態：上野幌小学校の空き教室となっている4F全体を転用。
- 施設規模：延床面積1,794㎡（参考 地区センターの標準面積：1200㎡）
- 実施事業：貸室事業、区民講座の実施、図書の実出 など

### 施設の特徴

- 小学校とは別に専用入口、専用エレベーターを設置。
- 他の地区センターと異なり、運動利用が可能なホールがない。（大会議室をホールとして活用し、卓球の無料開放を実施。）
- 他の地区センターにはない「プレイルーム（健康器具等を設置）」がある。

## 3 施設概略図



## 児童会館のあり方に係る提言について

### 1 経緯

- ・児童会館のあり方検討にあたり、札幌市次世代育成支援対策推進協議会（以下「協議会」という。）を、外部有識者や専門家の意見聴取の場と位置付けた。
- ・児童会館のあり方に係る検討材料とするため、協議会で議論した内容をまとめ、子ども未来局に対し提言いただくこととした。

### 2 児童会館あり方検討専門部会

- ・協議の効率化を図るため、協議会内に、児童会館あり方検討専門部会を設置
- ・協議会委員 20 名のうち、協議会の座長・副座長を含めた 6 名に、施設整備やまちづくりに精通した臨時委員 2 名を加えた 8 名で構成

### 3 検討経過

日 時	内 容
平成 23 年 10 月 28 日	平成 23 年度次世代育成支援対策推進協議会 ・あり方検討の背景と今後の進め方について ・あり方検討専門部会の設置
平成 23 年 12 月 15 日	第 1 回児童会館あり方検討専門部会 ・あり方検討の概要について ・児童会館、ミニ児童会館の視察
平成 24 年 4 月 4 日	第 2 回児童会館あり方検討専門部会 ・児童会館の役割、機能について
平成 24 年 6 月 28 日	第 3 回児童会館あり方検討専門部会 ・児童会館整備の考え方について
平成 24 年 9 月 4 日	第 4 回児童会館あり方検討専門部会 ・新しい児童会館のイメージについて
平成 24 年 10 月 17 日	第 5 回児童会館あり方検討専門部会 ・提言書（案）の作成
平成 24 年 11 月 15 日	平成 24 年度次世代育成支援対策推進協議会 ・提言書の作成

### 4 提言概要

- ・ 1 中学校区に 1 館という配置を最低限維持
- ・子どもの健全育成のための多機能化、子育て・子育て支援のネットワーク拠点化
- ・ニーズや費用対効果を意識した事業の選択と集中
- ・保全可能な施設は適切に保全し、建替えが必要な施設は、他の市有施設（特に小学校）と併設（コスト抑制と機能強化）
- ・児童厚生施設としての基準維持
- ・組織横断的な連携による事業展開
- ・加えて、ミニ児童会館のあり方についても見直しを検討すべき